

大阪広域水道企業団水道事業給水条例の一部を改正する条例を公布する。

令和元年 8 月 16 日

大阪広域水道企業団
企業長 永藤 英機

大阪広域水道企業団条例第 1 号

大阪広域水道企業団水道事業給水条例の一部を改正する条例

第 1 条 大阪広域水道企業団水道事業給水条例（平成 29 年大阪広域水道企業団条例第 2 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前										
別表第 5（第 43 条関係） 1 ～ 5 （略） 6 田尻水道事業	別表第 5（第 43 条関係） 1 ～ 5 （略） 6 田尻水道事業										
<table><tr><td>(1)</td><td>(略)</td></tr><tr><td>(2)</td><td><u>設計審査及び工事検査手数料</u> 1 件 1,000 円</td></tr></table>	(1)	(略)	(2)	<u>設計審査及び工事検査手数料</u> 1 件 1,000 円	<table><tr><td>(1)</td><td>(略)</td></tr><tr><td>(2)</td><td><u>設計審査手数料</u> 1 件 1,000 円</td></tr><tr><td>(3)</td><td><u>工事検査手数料</u> 1 件 1,000 円</td></tr></table>	(1)	(略)	(2)	<u>設計審査手数料</u> 1 件 1,000 円	(3)	<u>工事検査手数料</u> 1 件 1,000 円
(1)	(略)										
(2)	<u>設計審査及び工事検査手数料</u> 1 件 1,000 円										
(1)	(略)										
(2)	<u>設計審査手数料</u> 1 件 1,000 円										
(3)	<u>工事検査手数料</u> 1 件 1,000 円										
7 ～ 9 （略）	7 ～ 9 （略）										

第 2 条 大阪広域水道企業団水道事業給水条例の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前								
(給水装置の構造及び材質) 第 12 条 給水装置の構造及び材質は、水道法施行令（昭和 32 年政令第 336 号） <u>第 6 条</u> に規定する基準に適合しているものでなければならない。	(給水装置の構造及び材質) 第 12 条 給水装置の構造及び材質は、水道法施行令（昭和 32 年政令第 336 号） <u>第 5 条</u> に規定する基準に適合しているものでなければならない。								
別表第 5（第 43 条関係） 1 泉南水道事業	別表第 5（第 43 条関係） 1 泉南水道事業								
<table><tr><td>(1)</td><td>(略)</td></tr><tr><td>(2)</td><td><u>指定給水装置工事事業者指定更新手数料</u> 1 件 10,000 円</td></tr><tr><td>(3)</td><td><u>指定給水装置工事事業者指定証再交付手数料</u> 1 件 2,000 円</td></tr></table>	(1)	(略)	(2)	<u>指定給水装置工事事業者指定更新手数料</u> 1 件 10,000 円	(3)	<u>指定給水装置工事事業者指定証再交付手数料</u> 1 件 2,000 円	<table><tr><td>(1)</td><td>(略)</td></tr></table>	(1)	(略)
(1)	(略)								
(2)	<u>指定給水装置工事事業者指定更新手数料</u> 1 件 10,000 円								
(3)	<u>指定給水装置工事事業者指定証再交付手数料</u> 1 件 2,000 円								
(1)	(略)								

(4)～(8) (略)	(2)～(6) (略)
2 四條堰水道事業	2 四條堰水道事業
(1) (略) (2) 指定給水装置工事事業者指定更新手数料 1件 10,000円 (3) 指定給水装置工事事業者指定証再交付手数料 1件 2,000円 (4)～(8) (略)	(1) (略) (2)～(6) (略)
3 阪南水道事業	3 阪南水道事業
(1) (略) (2) 指定給水装置工事事業者指定更新手数料 1件 10,000円 (3) 指定給水装置工事事業者指定証再交付手数料 1件 2,000円 (4)～(7) (略)	(1) (略) (2)～(5) (略)
4 豊能水道事業	4 豊能水道事業
(1) 指定給水装置工事事業者指定手数料 1件 10,000円 (2) 指定給水装置工事事業者指定更新手数料 1件 10,000円 (3) 指定給水装置工事事業者指定証再交付手数料 1件 2,000円 (4)～(8) (略)	(1) 指定給水装置工事事業者指定手数料 1件 20,000円 (2) 指定給水装置工事事業者指定証再交付手数料 1件 2,600円 (3)～(7) (略)
5 忠岡水道事業	5 忠岡水道事業
(1) (略) (2) 指定給水装置工事事業者指定更新手数料 1件 10,000円 (3) 指定給水装置工事事業者指定証再交付手数料 1件 2,000円 (4)～(6) (略)	(1) (略) (2)～(4) (略)
6 田尻水道事業	6 田尻水道事業
(1) (略) (2) 指定給水装置工事事業者指定更新手数料 1件 10,000円 (3) 指定給水装置工事事業者指定証再交付手数料 1件 2,000円 (4) (略)	(1) (略) (2) (略)
7 岬水道事業	7 岬水道事業
(1) 指定給水装置工事事業者指定手数料 1件 10,000円 (2) 指定給水装置工事事業者指定更新手数料 1件 10,000円 (3) 指定給水装置工事事業者指定証再交付手数料	(1) 指定給水装置工事事業者指定手数料 1件 10,500円

料 1 件 2,000円 (4)・(5) (略)	(2)・(3) (略)
8 太子水道事業	8 太子水道事業
(1) (略) (2) 指定給水装置工事事業者指定更新手数料 1 件 10,000円 (3) 指定給水装置工事事業者指定証再交付手数料 1 件 2,000円 (4)～(6) (略)	(1) (略) (2) 指定給水装置工事事業者指定証交付、再交付手数料 1 件 2,000円 (3)～(5) (略)
9 千早赤阪水道事業	9 千早赤阪水道事業
(1) (略) (2) 指定給水装置工事事業者指定更新手数料 1 件 10,000円 (3) 指定給水装置工事事業者指定証再交付手数料 1 件 2,000円 (4)～(8) (略)	(1) (略) (2) 指定給水装置工事事業者指定証交付、再交付手数料 1 件 2,000円 (3)～(7) (略)

附 則

この条例中第 1 条の規定は公布の日から、第 2 条の規定は令和元年10月 1 日から施行する。ただし、第 1 条の規定による改正後の大阪広域水道企業団水道事業給水条例の規定は、平成31年 4 月 1 日から適用する。